

益田市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）募集要項について

1. 趣旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全育成を図るものである。

2. 益田市放課後児童クラブ一覧

名 称	小学校区	場 所	定員（※）
めだか第1	益 田	島田家	40名
めだか第2			40名
トマト第1	吉 田	吉田小学校隣接専用施設	40名
トマト第2		吉田小学校隣接専用施設	40名
トマト第3		吉田小学校敷地内専用施設	25名
トマト第4		吉田小学校	32名
あっとほ〜むチャイルド		あけぼの西町テナント	40名
いちご第1	高 津	高津小学校	40名
いちご第2		高津小学校	40名
どんぐり	吉田南	吉田南小学校	40名
さくら	安 田	安田小学校	39名
鎌手	鎌 手	下の中集会所	30名
つくしんぼ	豊 川	豊川小学校敷地内専用施設	35名
わくわく第1	西益田	西益田小学校	30名
わくわく第2		西益田小ボランティアハウス	26名
いきいき	中 西	旧中西駐在所	22名
東仙道	東仙道	教職員住宅	20名
都茂	都 茂	美都分庁舎別館	30名

※場所、定員については、変更となる場合があります。変更となる場合は随時お知らせいたします。

3. 開設時間、開設期間等

開設期間	開設時間
平 日	放課後から午後6時まで
土 曜 日	午前7時30分から午後6時まで
長期休業日（春・夏・冬休み）及び代休日	午前7時30分から午後6時まで
延 長 利 用	午後6時から午後6時30分まで
再延長利用 ※設定されているクラブのみ	午後6時30分から午後7時まで

開設期間	・日曜、祝日 ・8月14日～8月16日、12月30日～1月3日
------	--

※開設期間はクラブによって異なる場合があります。

4. 利用者負担金（利用料）

利用者負担金については、令和6年4月1日から下記のとおり改正しております。

①基本負担金

毎月定額でお支払いいただく負担金です。ただし、令和6年度については、経過措置として1,000円/月の減免を適用しておりましたので令和7年度から下記表のとおりとなります。

負担金種別	1人目負担金額	2人目以降負担金額
小学1年生～小学3年生	6,500円/月	5,000円/月
小学4年生～小学6年生	7,500円/月	6,000円/月
※生活保護世帯	全額免除	
※準要保護世帯	4,000円/月減額	

※免除・減額に該当する場合は、「基本負担金減免申請書」をご提出ください。

②加算負担金

利用回数に応じてお支払いいただく負担金です。

負担金種別	負担金額
土曜日利用負担金	300円/回
長期休業日等利用負担金	300円/回 ※上限 3,000円/月
延長（再延長）利用負担金	300円/回

③その他

負担金種別	負担金額
活動費（教材費、おやつ代等）	約 1,500円/月 ※クラブによって異なります。
スポーツ安全保険（全員加入）	800円/年（令和6年度掛金）

5. 入会申込について

受付期間：令和6年12月2日（月）～12月27日（金）

新規申込：市子ども福祉課または美都地域総務課

継続申込：在籍されている児童クラブへ必要書類を提出してください。

注 意：①申込の際は、同意書の内容をよく確認してください。

②定員を超える場合は、低学年児童（1年生から3年生）を優先します。

③入会の可否は、通知等でお知らせします。

④入会ができない場合は、待機児童として登録され、定員に空きが出た際、判定により優先順位の高い待機児童より連絡をします。

⑤特別な配慮を必要とする可能性がある際は、面談を行う場合がありますのでご協力願います。